一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町伊崎田字下原八一二七の三、八一二八の二、八一二九の七、八一二九の九、八一三五の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第五百十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子字打込三九八四の一七、三九八五の一八（次の図に示す部分に限る。）、三九八八の一二、三九八八の一四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子字打込三九八四の一七、三九八五の一八（次の図に示す部分に限る。）、三九八八の一二、三九八八の一四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県九戸郡九戸村大字山根第一地割字馬場田平一七六の一五五、一七六の一五六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第五百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村白谷一三二五の四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第五百十七号**

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十六年度において型式検査を行う農機具の種類を次のとおり定めたので、公示する。

平成二十六年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

動力噴霧機（走行式）（ブームノズルを有するものに限る。）
農用トラクター（乗用型）（機関出力が25馬力以上250馬力未満であって、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。）
スピードスプレヤー
コンバイン（自脱型）（種子用のものを除く。）
田植機（乗用型）（土付き苗用のものに限る。）
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム
ポテト・ハーベスター
ビート・ハーベスター
コンバイン（普通型）
野菜移植機（土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。）

**○国土交通省告示第四百八十五号**

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十六年四月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 事案番号 | 事案の種類 | 申請者 | 事案の内容 |
|---|---|---|---|
| 平26第5003号 | 一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可 | 長電バス株式会社 | 現行の基準賃率50円20銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃170円）を基準賃率57円80銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃200円）に変更する。 |

**○国土交通省告示第四百八十六号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南原川右支渓一、二
二　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字下町屋字辰ヶ鼻三七〇番地内四等三角点辰ヶ鼻を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から百二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と百二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二五四度五二分一一秒　四八四・五九九メートルの地点　一号
標柱一号から一八九度四七分五三秒　八・八七四メートルの地点　二号
標柱二号から二二〇度五八分四一秒　二・二〇〇メートルの地点　三号
標柱三号から一五五度五分九秒　八・三三一メートルの地点　四号
標柱四号から二九一度四七分一八秒　二・六九一メートルの地点　五号
標柱五号から一九四度一分五五秒　一・三〇〇メートルの地点　六号
標柱六号から一九六度三二分一七秒　四・七五二メートルの地点　七号
標柱七号から一二九度一二分一二秒　九・二〇九メートルの地点　八号
標柱八号から一四六度一七分五一秒　一二・八四〇メートルの地点　九号
標柱九号から一六八度五一分五二秒　二二・一四三メートルの地点　十号
標柱十号から一九一度五二分三二秒　一三・四六三メートルの地点　十一号
標柱十一号から一五一度五四分二秒　一七・七〇八メートルの地点　十二号
標柱十二号から一三六度四二分四三秒　六・四四八メートルの地点　十三号
標柱十三号から三五六度三〇分二四秒　三・五二〇メートルの地点　十四号
標柱十四号から七七度一一分四〇秒　三・九六一メートルの地点　十五号
標柱十五号から一六〇度三一分四七秒　一〇・六二三メートルの地点　十六号
標柱十六号から一二六度四四分三四秒　八二・七〇一メートルの地点　十七号
標柱十七号から一二四度五一分三九秒　一〇・九二六メートルの地点　十八号
標柱十八号から一四五度五七分四四秒　一四・一九六メートルの地点　十九号
標柱十九号から一六五度二一分一三秒　一三・〇七〇メートルの地点　二十号
標柱二十号から一九〇度三七分四二秒　二・九四四メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一五六度一九分一九秒　八・七五九メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一四六度五分二六秒　六・三九七メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一三七度四四分一〇秒　五・九八三メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一二七度一一分五二秒　九・一六七メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一二一度一八分四九秒　七・七七〇メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から七四度四〇分三六秒　二・四七六メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二〇八度二〇分二〇秒　九・九二三メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から三〇〇度三六分一八秒　五・六六〇メートルの地点　二十九号